

令和 7 年 2 月 1 3 日 招集

唐津市議会臨時会提出議案

唐 津 市

議 案 目 次

議案第	1	号	令和6年度唐津市一般会計補正予算の専決処分の承認に ついて	1
報告第	1	号	専決処分の報告について	1 2

議案第 1 号

令和 6 年度唐津市一般会計補正予算の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 2 月 13 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 10 日

唐津市長 峰 達 郎

令和 6 年度 唐津市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 6 年度唐津市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額 92,344,779 千円に歳入歳出それぞれ 483,026 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 92,827,805 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 16,277,065	千円 483,026	千円 16,760,091
	2 国庫補助金	2,953,584	483,026	3,436,610
歳入合計		92,344,779	483,026	92,827,805

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費		千円 23,074,627	千円 483,026	千円 23,557,653
	1 社会福祉費	10,042,003	483,026	10,525,029
歳 出 合 計		92,344,779	483,026	92,827,805

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	令和6年度住民税非課税世帯に対する支援給付金給付事業費	449,140
		令和6年度住民税非課税世帯に対する支援給付金給付事務費	33,886

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	16,277,065	483,026	16,760,091
歳入合計	92,344,779	483,026	92,827,805

総括

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	23, 074, 627	483, 026	23, 557, 653
歳 出 合 計	92, 344, 779	483, 026	92, 827, 805

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
483,026	0	0	0
483,026	0	0	0

総 括

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費国庫補助金	1,666,498	483,026	2,149,524
計	2,953,584	483,026	3,436,610

節		説	明
区	分		
1 総務管理費補助金		483, 026	地方創生臨時交付金

3 歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総務費	千円 2,348,274	千円 483,026	千円 2,831,300	千円 483,026	千円	千円	千円
計	10,042,003	483,026	10,525,029	483,026			

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 950	令和 6 年度住民税非課税世帯に対する支援給付金給付事業費 449, 140
3 職員手当等	600	令和 6 年度住民税非課税世帯に対する支援給付金給付事務費 33, 886
4 共済費	176	
8 旅費	26	
10 需用費	1, 939	
11 役務費	8, 498	
12 委託料	19, 788	
13 使用料及び賃借料	1, 909	
18 負担金補助及び交付金	449, 140	

3款 民生費

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成 17 年条例第 9 号）第 1 号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 13 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成 17 年条例第 9 号）第 1 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 12 月 27 日

唐津市長 峰 達 郎

1 事故の内容

環境課庁用車の民家軒への接触による物損事故

2 事故発生年月日

令和 6 年 9 月 17 日

3 事故発生場所

[REDACTED]

4 損害賠償の額

金 90,200 円

5 損害賠償及び和解の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

6 和解の要旨

(1) 唐津市は、5 の損害賠償及び和解の相手方に対し 4 の損害賠償の額を支払う。

- (2) 今後本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを相互に確認する。

